

公 売 広 報

(第 89 号)

期間入札による公売

(石狩市公告第 23 号)

入 札 期 間

令和8年5月13日(水)

～令和8年5月15日(金)

物件：不動産（土地1筆、建物1棟）

石 狩 市 財 政 部 納 税 課

公売に当たっての一般的な留意事項

- 1 公売は現状有姿により行うものですので、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、不動産登記事項証明書等の関係公募等を必ず確認し、十分な調査を行った上で公売に参加してください。
- 2 公売の条件や公売財産の内容については、石狩市の掲示板に掲示する「公売公告」、石狩市の「ホームページ」等でご確認ください。
- 3 不動産の名称、数量等は登記簿による表示です。
- 4 掲載している図面や写真が現状と異なる場合は、現状を優先します。個人情報保護等のため、写真情報は一部修正を行っている場合があります。
- 5 公売財産明細書に記載されている情報以外は回答できません。
- 6 公売財産の種類又は品質に関する不適合について、現所有者及び石狩市は担保責任等を負いません。
- 7 石狩市は公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合、公売財産内の動産の撤去などは買受人が行うことになります。
- 8 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者と、それぞれ協議してください。
- 9 耐震、土壌汚染、アスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。
- 10 落札された公売財産はいかなる理由があっても返品できません。
- 11 滞納税の完納等により公売を中止する場合がありますので、事前に必ず石狩市財政部納税課にご確認ください。

入札についてその他ご不明な点は、以下の問い合わせ先にお問い合わせください。

問い合わせ先

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市財政部納税課納税担当（公売担当）
TEL 0133-72-3106
FAX 0133-76-6622

公 売 参 加 の 手 引 き

1 公売の方法

公売は、期間入札により、公売財産の売却区分番号ごとに行います。

入札者は所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。

2 必要書類の提出期限及び提出方法

(1) 提出期間

令和8年5月13日（水）午前9時から令和8年5月15日（金）午後5時まで

提出期限までに必要書類の提出が確認できない場合、入札は無効となります。

(2) 陳述書

公売財産が不動産である場合には、暴力団員等に該当しない旨の陳述をする必要がありますので、陳述書を作成して入札書と併せて提出してください。

また、次に該当する事業者は、陳述書と併せて、免許証又は許可証の写しを提出してください。

イ 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者

ロ 債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けて事業を行っている者

(3) 入札書

所定の「公売財産入札書」に住所（所在地）、氏名（名称）、売却区分番号、名称、数量、入札価額、入札年月日を記載します。

記載にあたっては、次の点に注意してください。

イ 住所（所在地）、氏名（名称）

個人の場合 ～ **住民登録上**の住所・氏名

法人の場合 ～ **商業登記簿上**の所在地・商号

ロ **訂正や抹消された入札書は無効**となりますので、新たな入札書を使用してください。

ハ 入札書を入札書提出用封筒に入れ、糊付けしてください。

一つの入札書提出用封筒に封入できるのは、入札書**1枚**のみです。

ニ **一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消することはできません。**

また、同一人が同一の売却区分番号について2枚以上の入札書を提出したり、陳述書の提出が無い場合は、その入札書はいずれも無効となります。

ホ **入札期間を経過した後に提出された（到着した）入札書はすべて無効**となりますので、郵送する場合は所要の日数を見込んだ上で郵送してください。

ヘ 入札書の記載に当たって、字体は鮮明に記載し、記載に誤りがあったときは訂正や抹消をせず、新たな入札書を作成してください。入札書に記載漏れや、訂正、抹消等の不備がある場合には入札を取り消します。

3 買受人の制限

原則として、どなたでも公売に参加することができます。ただし、次に該当する方は公売財産

を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者本人等、国税徴収法第 92 条（買受人の制限）の規定に該当する者
- (2) 公売による売却の実施を妨げる行為をした者等、国税徴収法第 108 条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者
- (3) 公売財産が農地の場合等、公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者（買受適格証明書の提出ができない者など）
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者

4 開札の方法

開札は、入札者の面前で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

5 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高価の価額である者に対して行います。

6 最高価申込者の取消し

最高価申込者が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められる場合は、最高価申込者の決定を取り消します。

7 追加入札

開札の結果、最高価となるべき者が 2 人以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

なお、追加入札は、期間入札の方法により行います。追加入札の日程等については、次のとおりです。

- (1) 入札期間及び場所
令和 8 年 5 月 27 日（水）午前 9 時 00 分から
令和 8 年 5 月 29 日（金）午後 5 時 00 分まで 石狩市役所
- (2) 開札の場所及び日時
令和 8 年 6 月 3 日（水）午前 9 時 30 分 石狩市役所 納税課事務室（1 階）
- (3) 最高価申込者の決定の日時及び場所
令和 8 年 6 月 3 日（水）午前 9 時 30 分 石狩市役所 納税課事務室（1 階）
- (4) 売却決定の日時及び場所
令和 8 年 6 月 24 日（水）午前 10 時 00 分 石狩市役所
- (5) 買受代金の納付期限
令和 8 年 6 月 24 日（水）午前 11 時 00 分

おって、追加入札に当たっては、以下の留意事項を確認の上、行ってください。

イ 追加入札の入札価額は、追加入札の基因となった入札価額以上の価額としなければなりません。

ロ 追加入札をすべき者が入札しなかった場合又は追加入札の価額がその追加入札の基因となった追加入札の額に満たない場合には、国税徴収法第 108 条（公売実施の適正化ための措置）の規定が適用される場合があります。

8 売却決定

売却決定は、入札書の「入札価額」の欄に記載された金額により行います。

なお、売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

9 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告兼見積価額公告の「買受代金の納付期限」までに買受代金の全額を所定の納付書「納入通知書兼領収証書」により、指定の金融機関（又は石狩役所内の北海道信用金庫派出所）で振り込んでください。

納付期限 令和 8 年 6 月 1 0 日（水） 午前 1 1 時 0 0 分

10 権利移転等の時期

買受人は、買受代金の全額を納付したとき（所有権の移転について法令の規定等により許可等を要するものは、関係機関の許可等があったとき）に公売財産の権利を取得しますので、代金納付（許可）後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が行うこととなります。

11 権利移転の手続

権利移転の登記または登録を請求することのできる財産（不動産等）は、買受人の請求により当市が関係機関に対し、その登記又は登録の嘱託を行うこととなりますので、買受人は必要書類を添付の上、速やかに当市に対して、権利移転の登記又は登録の請求を行ってください。

なお、所有権の移転について、農地法その他の法令の規定により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、所有権移転手続きに際して、その証明書を提出してください。

おって、公売財産の権利移転手続きに必要な登録免許税は買受人の負担となります。

12 適格請求書（インボイス）の交付

公売財産がインボイス発行事業者の所有する消費税課税財産の場合は、買受人の求めに応じて、石狩市が適格請求書を交付します。

なお、公売財産がインボイス発行事業者の所有する消費税課税財産の場合には、公売公告にその旨記載していますので、ご確認ください。

13 売却決定の取消し

次に該当する場合は、買受人に対して行った売却決定を取り消します。

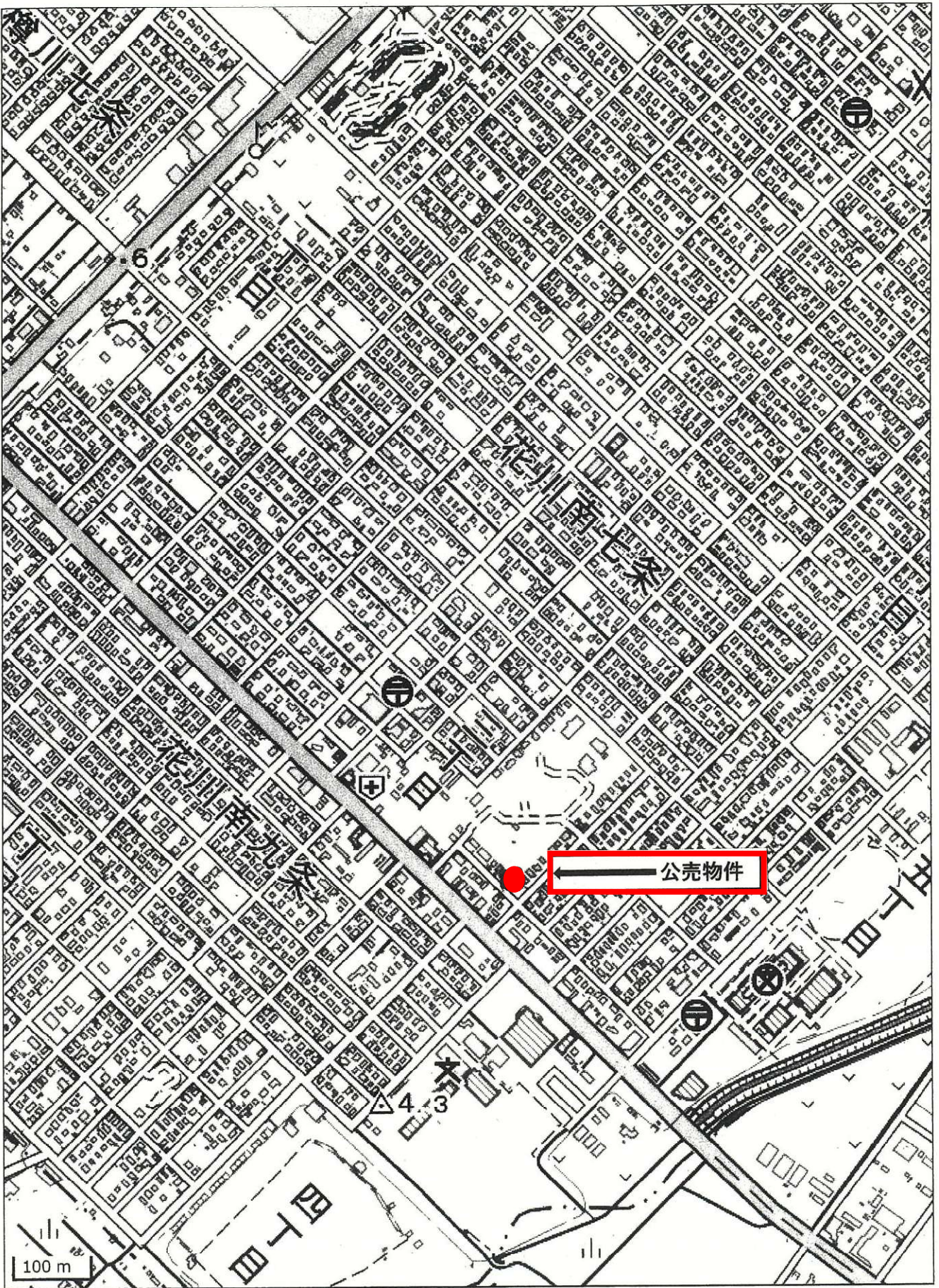
- (1) 買受代金の納付前に、市税完納の事実が証明されたとき
- (2) 買受代金を納付期限までに納付しないとき
- (3) 国税徴収法第 108 条第 2 項の規定が適用されたとき

14 買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に滞納者等から不服申立て等があった場合は、最高価申込者及び買受人は、その不服申立て等がされている間は、入札又は買受申込みを取り消すことができます。

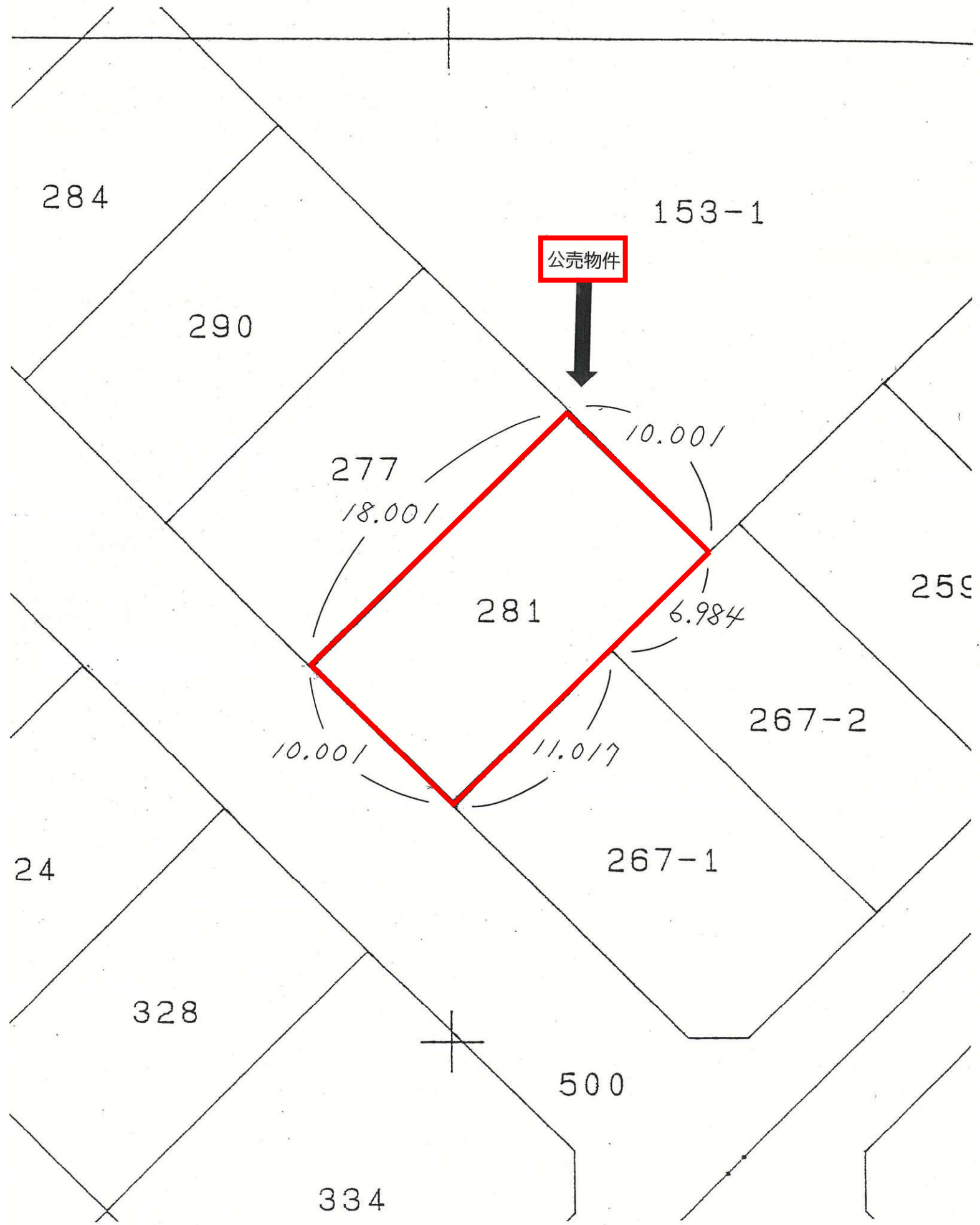
公 壳 財 產 明 細 書

売却区分番号	1		
見積価額	2,750,000円	公売保証金	不要
財産の表示	<p>土地</p> <p>所在地 石狩市花川南8条3丁目 地番 281番 地目 宅地 地積 180.03㎡</p> <p>建物</p> <p>所在地 石狩市花川南8条3丁目 282番地、281番地 家屋番号 282番 種類 居宅 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床面積 1階 81.81㎡ 2階 28.35㎡ 新築年月日 昭和56年11月 (以上登記簿による表示)</p>		
公法上の規制	市街化区域内、第1種低層住居専用地域、建ぺい率 50% 容積率 80%。		
接道状況	南西側…市道「花川南8条8番通」幅員8m。		
地盤・地勢	間口10.001m、奥行き18.001mの整形中間画地で、平坦地で路面、隣地とほぼ等高です。		
使用状況等	令和5年6月頃から空家状態で、前所有者の動産が残置されています。		
特記事項	<p>1 地積、床面積は公簿上によります。</p> <p>2 境界は、隣接地所有者と協議してください。</p> <p>3 公売物件の利用に当たっては、都市計画法、建築基準法、道路法、条例などの法令により、規制がある場合がありますので、買受希望者において事前に関係機関へ調査確認してください。</p> <p>4 土壌汚染、地下埋設物、有害物質等の調査は行っていません。</p> <p>5 石狩市長は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うことになります。</p> <p>6 本物件は、居住者の死亡後、1週間程度経過してから発見されたことから、事故物件として評価しています。</p>		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		



公売物件

100 m



284

153-1

公売物件

290

277
18.001

10.001

281

6.984

259

267-2

10.001

11.017

24

267-1

328

500

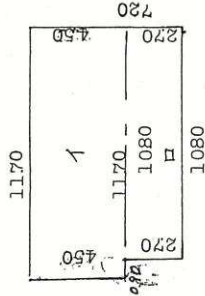
334

登記年月日：昭和56年12月24日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年7月11日
札幌法務局北出張所
登記官

各階平面図

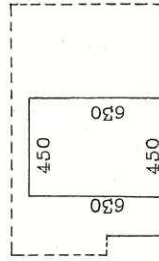
1階平面図



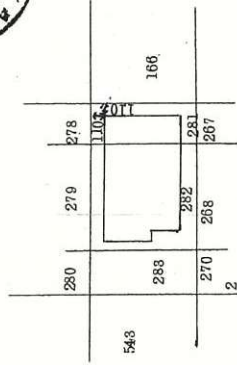
床面積計算

1階 $4.50 \times 11.70 = 52.6500 \text{ m}^2$
 2階 $2.70 \times 1.080 = 2.91600 \text{ m}^2$
 合計 81.8100

2階平面図



2階 $6.30 \times 4.50 = 28.3500 \text{ m}^2$



建物図面

00710513

家屋番号 282

建物の所在
 石狩郡石狩町花川南8条3丁目282番地281番地
 石狩市

作製者	申請人	縮尺	1/500
		縮尺	1/250

(札幌土地家屋調査士会用品)

本図面はA3判をA4判に縮小したものである



